

西予市児童公園ネーミングライツスポンサー募集要項

この募集要項は、西予市児童公園（以下「公園」という。）に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得する企業に関する募集方法等を定めたものです。

1 目的

西予市（以下「市」という。）は、公園への愛称付与等を通じて、施設の有効活用、魅力向上を図るとともに、市の新たな歳入を確保するためネーミングライツを取得する企業を募集します。

施設命名権者（ネーミングライツスポンサー）（以下「スポンサー」という。）は、企業名や商品名の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付した施設等の維持管理、地域の活性化などに寄与することによりスポンサーのイメージアップが期待できます。

2 ネーミングライツの内容

(1) スポンサーは、当該ネーミングライツの対象とする公園について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができます。

(2) スポンサーは、ネーミングライツの対価として市に命名権料を支払います。

(3) 市は、原則として命名権料を当該公園の管理運営経費等に充てます。

3 募集概要

(1) 対象施設

施設名：西予市児童公園

所在地：愛媛県西予市宇和町稲生 157 番地(道の駅「どんぶり館」横)

- ① 敷地面積 遊具設置 3,300 m²
駐車場整備 4,000 m²
- ② 用途地域 指定なし(都市計画汚物処理場)
- ③ 防火地域 指定なし

(2) 施設の概要

供用開始日（予定）	令和5年7月下旬 ※現在整備中の本公園は、令和5年7月中の完成を予定しており、供用開始日とともに本公園の設置条例の制定を行います。なお、工期の遅れによって完成（供用
-----------	---

	開始日) が遅れる場合があります。
公園紹介	子どもたちの遊びと子育て世代の交流の場として現在整備している公園は、西予宇和インターチェンジのすぐそばにあり、市の観光名所の一つとしても有名な道の駅どんぶり館に隣接しております。木製複合遊具など、豊かな自然と、公園としての機能が調和した公園です。市内はもとより市外からも多くの子育て世代が来園することを期待しております。
開園時間	9時から18時まで(予定) ※季節に応じて時間変更があります。
休園日	なし(悪天の場合は休園)
利用者見込数	年間約15万人
主なイベント(予定)	供用開始時にオープニング記念イベントを開催

(3) 命名権料(年額)

30万以上

※消費税及び地方消費税を除く金額とします。

(4) 契約期間:

3年以上10年以内

※契約期間の始期が会計年度途中からとなる場合、月割計算した額を命名権料として算出します。

※契約期間の始期が会計年度途中からとなる場合、契約期間の満了日は、原則、始期から起算して当該期間を超える年度末とします。

(5) 愛称使用に係る条件

①当該公園に相応しく、市民や利用者等の理解が得られる愛称とし、その一部に「西予」又は「せいよ」の文字を含み、かつ、「公園」又は「パーク」の文字を含むことを条件とします。

②催事により愛称の使用ができない場合は、仮称西予市児童公園管理条例(令和5年6月制定予定)(以下「条例」という。)上の公園名称を使用することがあ

ります。

- ③次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
- ア) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
 - イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ) 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ) 社会問題その他について主義又は主張にあたるもの
 - カ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - キ) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
 - ク) 個人の氏名
 - ケ) その他、名称として適当でないと認められるもの
- ④利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更は認められません。
- ⑤愛称の使用開始から約1年間、条例上の名称を併記する場合があります。

(6) 愛称看板等の設置及び費用負担

- ①募集する愛称は、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の公園名称を変更するものではありません。
- ②公園銘板や案内板の設置（以下「表示」という。）は、愛称使用開始時期を目途にスポンサーが施工するものとします。契約期間終了時においても撤去に伴う費用はスポンサーの負担とします。
- ③公園敷地内に看板等を設置（変更、新規設置のいずれの場合も含む。）することができます。ただし、看板等設置については法令、条例に基づく規制や構造などにより制限される場合があります。なお、看板等設置にあたっては、内容、大きさ、設置場所、設置時期等について、本市の承認を得る必要があります。
- ④公園敷地外の看板等の設置については、個別に協議させていただきます。
- ⑤愛媛県屋外広告物条例を遵守する必要があります。

費用負担区分	市	スポンサー
敷地内外の公園看板や道路標識等の表示(※1)		○
看板等に起因する事故や商標権の侵害等で第三者に損害が生じた場合		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行する印刷物やホームページの表示(※2)	○	

※1 表示は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※2 印刷物やホームページの表示は、契約締結後に作成する分からとします。

(7) 愛称使用開始時期

契約締結日以降で、スポンサーとの協議により決定します。

(8) 愛称表示以外のスポンサー特典

①公園への愛称表示のほか、次のスポンサー特典を設定しています。このほかにも希望されるスポンサー特典があれば、ご提案ください。

(ア) 公園の無償使用（ただし、回数制限あり）

(イ) 公園内における宣伝広告看板の設置許可

(ウ) オープニング記念イベント（令和5年8月開催予定）での代表者等へのインタビュー（スポンサーに応募する動機、地域貢献への考え方などについてPRが可能です。）

(エ) オープニング記念イベントでスポンサーが扱う商品やパンフレット等を展示できるスペースを確保

(オ) 公園ホームページにスポンサー企業のホームページURLを掲載

②スポンサー特典の権利は、第三者への譲渡等はできません。

4 応募資格

応募できるのは次のすべてに該当する企業となります。

【1】法人であること

【2】次に掲げる企業でないこと

(ア) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の企業

(イ) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している企業

(ウ) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2条に規定される企業

(エ) 風俗営業類似企業

(オ) 消費者金融に係る企業

(カ) ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係る企業

(キ) 市から入札参加資格停止措置を受けている企業又は市から不利益処分を受けている企業

(ク) 代表者又は役員に暴力団又は暴力団の構成員として認められる者（西予市暴力団排除条例（平成23年西予市条例第18号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者）又は次に掲げる者が含まれる企業

①暴力団員が事業主又は役員となっている者

②暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

- ③暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- ④暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (ケ) その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと思われる企業

5 応募方法

(1) 募集期間

令和5年3月1日(水)～3月22日(水)

※ただし、持参の場合は、土日、祝日を除きます。

(2) 参加表明

参加を希望される方は、条件等の事前確認が必要なため、必ず申請書等の提出前に、参加表明書(様式第1号)を持参、郵送又はFAXにより下記「参加表明・提出先」に提出してください。

(3) 申請書等の提出

参加表明書を提出後、期日までに申請書等を下記「提出方法」により「参加表明・提出先」に提出してください。

(4) 提出書類

- ①申込書(様式第2号)
- ②誓約書(様式第3号)
- ③会社概要(様式第4号)
- ④直近3カ年の決算書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書
- ⑤登記事項証明書(登記簿謄本:履歴事項)
- ⑥市税(すべての項目)に滞納がないことを証する書類
- ⑦申請日の直前の事業年度の決算期にかかる法人税の納税証明書
- ⑧消費税及び地方消費税に未納税額がないことを証する書類
- ⑨地域貢献や子育てに対する支援等の実績及び今後の計画等に関する資料(様式第5号)

(5) 提出部数

申請書等の提出部数は、正本1部、副本5部(副本はコピー可)です。

(6) 提出方法

申請書等は、持参又は郵送により下記「参加表明・提出先」に提出してください。
持参する場合は、午前9時から午後5時の間（正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に持参してください。

郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法により提出してください。

(7) 質問書の提出手続

① 質問書の提出場所及び方法

ネーミングライツに関する質問は、質問書(様式第6号)を作成し、電子メールにより担当課(子育て支援課)へ提出してください。

② 回答の公表日及び回答方法

質問に対する回答については、一括して質問回答書としてとりまとめを行った上で、市ホームページにおいて閲覧に供します。なお、質問回答書の内容は、本要項の追加、または修正とみなすものとします。

(8) 問い合わせ

募集期間中及び募集締切後であっても、応募の有無、他社の申請内容等の問い合わせについては、お答えすることはできません。

(9) 参加表明・申請書類 提出先

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市福祉事務所 子育て支援課

TEL：0894-62-6551

FAX：0894-62-6564

メールアドレス：kosodateshien@city.seiyo.ehime.jp

(10) 留意事項

- ①必要に応じて追加書類を求めることがあります。
- ②提出された申請書等は、選定する以外に無断で使用しないものとします。
- ③提出された申請書等は、ネーミングライツスポンサー選定委員会（以下「選定委員会」という。）へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的に必要な範囲に限定して複製することがあります。
- ④提出された申請書等の変更、差替え、再提出及び返却には応じられません。
- ⑤情報公開請求があった場合は、西予市情報公開条例（平成16年西予市条例第10号）に基づき公開することがあります。
- ⑥書類提出後、申請を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ⑦法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は申請者が負うことになります。
- ⑧申請者は複数の申請を行うことはできません。

⑨応募に関し必要な費用は、申請者の負担となります。

⑩市が提示する資料は、申請を行う目的以外に使用することはできません。

6 選定方法

(1) 審査

選定委員会を設置し、応募された愛称及び申し込み金額並びに応募企業の業務内容、経営内容、市内業務拠点の有無、社会的評価等を総合的に勘案し、他者より優先的に市と交渉できる権利を有する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定委員会で選定します。なお、選定過程においてスポンサーからのヒアリングを実施させていただく場合がございますので、ヒアリングを行う場合は、日時、会場、留意事項等を後日案内します。

なお、選定委員会は、非公開で行います。

(2) 選定等基準

次の基準により選定審査します。

選定基準、配点、審査内容

選定基準	配点	審査内容
ア 応募の趣旨	10	・ネーミングライツ応募の趣旨・目的
イ 応募金額	40	配点40点×当該応募金額／最高応募金額※ (小数点以下第1位を四捨五入)
ウ 契約期間	10	・契約期間の妥当性
エ 愛称案	10	・市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ ・公園の設置目的やイメージとの整合
オ 地域貢献等	10	・地域貢献や子育て支援等に対する理念 ・活動実績及び今後の計画
カ 経営状況	10	・財務状況から見た経営の安定性 ・命名権料の支払い能力
キ その他提案	10	・公園の価値が向上する提案か ・実現可能性が高い提案か など

※応募金額の得点計算例

応募金額は年額（消費税抜）で計算を行います。

A社：応募金額100万円（応募者の中の最高金額）

配点40点×100万円／100万円＝40点

B社：応募金額50万円

配点40点×50万円／100万円＝20点

評価の判断基準（ア 応募金額を除く）

評価	判断内容	特典の算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや劣る	配点×0.25
E	非常に劣る	配点×0.00

※選定基準ごとの得点を合計し、最高得点者を優先交渉者として選定します。

※合計得点が同点の場合は、財政的な観点を踏まえ、応募金額に契約期間を乗じ、契約金額が高い応募者を優先交渉者とします。

※1項目でもE評価を受けた場合（キ その他提案を除く）、応募金額の得点を除いた合計得点が36点に満たない場合、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②提出書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ③所定の提出書類が整わなかったとき
- ④愛称使用に係る条件、応募資格に違反している場合
- ⑤その他不正行為があった場合

（3）選定結果の通知

対象者全員に、選定結果を文書で通知します。

（4）協議及び契約

市は優先交渉権者と速やかにネーミングライツの実施に関する協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

なお、優先交渉権者と市との協議等が滞り、事業の履行が確実でないと市が判断した場合は、優先交渉権者の決定を取消し、次点者を新たな候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

（5）その他

ア 応募者が1者の場合においても、審査を実施します。

イ プレゼンテーションは行いません。

ウ 選定結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

7 応募手続等スケジュール

スケジュール	内容
令和5年3月1日	募集公告
令和5年3月10日	質問書の受付及び回答公表
令和5年3月22日	参加表明書類の期限
令和5年3月31日	応募提出書類の期限
令和5年4月7日	審査
令和5年4月14日	審査結果の通知 (優先交渉者及び公園名称案の決定)
令和5年4月下旬	契約の締結
令和5年7月下旬	愛称の使用開始

8 新名称（愛称）の普及

市は新名称（愛称）普及のため、スポンサーと契約を締結した後に可能な限り広報等を行います。

9 契約の更新

契約期間満了年度の8月末日までに市に更新の申し出があったときは、スポンサーに優先交渉権を付与し、必要な交渉を経て更新できることとします。

10 契約の解除

(1) 市の解除権

スポンサーが市の指定する期日までに命名権料を納入しないとき又はスポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したときは、市は、契約満了を待たず契約を解除できることとします。

(2) 解除に伴う費用負担

上記の契約の解除に伴い必要となる看板撤去、標識等の原状回復等の費用 についても、スポンサー側の負担とします。

(3) 契約満了前であっても、すでに納付された命名権料は返還しません。締結した後にスポンサーが次の事項に該当した場合は、市は契約を解除することができるものとし、この場合の原状回復に要する費用はスポンサーに負担していただきます。

11 その他

(1) 指定管理者を導入した場合の協議

公園の管理運営を指定管理者が行うため、ネーミングライツに関し指定管理者との調整を要する事項についてネーミングライツスポンサー、指定管理者及び市との間で協議することとします。

(2) 本要項により難しいと判断される事項の取扱いについて、別途協議等をさせていただきます。